

公益財団法人国際医学教育財団
奨学金等助成事業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際医学教育財団（以下、「当財団」という。）の定款第4条に定める医療人材育成事業として行う奨学金の助成に関する事項を定めることを目的とする。

(奨学生選考委員会)

第2条 奨学生の選考は、公益財団法人国際医学教育財団奨学生選考委員会(以下、「選考委員会」という。)において行う。

2 選考委員会については、別途定める規程による。

(奨学生の資格)

第3条 当財団の奨学生は、公の機関から設置認可されている日本国内外の医学・薬学・看護・介護等の大学、大学院及び専門学校等の教育機関の在籍者で、高度医療社会に寄与する意欲、能力があると、選考委員会への決議を経て理事会に承認された、当財団と直接の利害関係者のない者とする。

(奨学金の給付期間および金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、原則として支給開始日から1年間とする。但し、再応募は可能とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、選考委員会の決議を経て理事会が承認することにより定め、募集要項等に反映させ周知する。

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第5条 当財団の奨学金受給を希望する者は、当財団の所定の奨学生願書に、在学する教育機関等第三者からの推薦書、成績証明書を添えて、財団に提出するものとする。

(奨学生の選考過程)

第6条 奨学生の選考過程は次の通りとする。

- (1) 理事会は年度毎の具体的募集計画及び募集要項を決定し、当財団のホームページに掲載することで、不特定かつ多数の者に対して公表する。
- (2) 応募様式については、ホームページに掲載して不特定かつ多数の者の入手を可能とするとともに、電子メールへの添付等の応募希望者の事情に応じた方法による配布も行う。

- (3) 応募希望者は、当財団と直接の利害関係の無い旨の誓約書を添えて、当財団所定の様式により応募する。
- (4) 理事会は、受付けた応募書類を厳正に管理するよう事務局を指揮監督する。また、事務局に作らせた応募書類の写しを選考委員に提供し、奨学生選考を諮問する。
- (5) 応募書類の提供を受けた選考委員は各自で内容を精査し、選考委員会に備える。
- (6) 選考委員は予め精査した結果を持ち寄り、選考委員会として合議することで、奨学生とするに相応しい者を選出し、理由を添えて理事会に報告する。
- (7) 理事会は、選考委員会の報告を尊重しつつ検証して奨学生を決定する。
- (8) 理事会は事務局に応募者に選考結果を通知させる。

(奨学生の募集時期)

第7条 奨学生の募集は、毎年4月から5月にかけて行うものとする。但し、理事会の決定により、募集期間を変えることができるものとする。

(奨学生の選考基準)

第8条 選考委員は、願書に記述される小論文により応募者の学習意欲を判断し、成績証明書による学業の履修見込を確認したうえで、応募者の自己申告による経済的事情を加味して総合的に奨学生を選考する。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金の交付周期及び交付方法は、選考委員会への決議を経て理事会が承認することにより定める。これは、募集要項等により周知する。

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。但し、奨学生が指定する金融機関の口座への振込の場合、当該口座への振込完了をもって、受領書の提出があったものとみなす。

(遵守事項)

第11条 奨学生の遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 一層の学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること
- (2) 奨学金は学業のためにだけ使い、他の目的には一切使用しないこと
- (3) 次の事項が生じた時は、直ちに届け出ること
 - ア. 本人の氏名、住所、電子メールアドレス等の連絡手段に変更があったとき
 - イ. 休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があったとき

- (4) 当財団の指示に従い、速やかに半期ごとに学業成績表及び当財団の様式による書類（生活状況報告書や成果報告書等）を提出すること

(結果の公表)

第12条 本事業に関して、インターネット上、または公表すべき媒体として適切な紙面等に公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 助成した対象者の人数
- (2) 奨学生本人・奨学生所属教育機関の許諾がある場合においては、個人名・教育機関名
- (3) 公表に支障が無いと当法人が判断し、且つ奨学生から許諾を得た場合においては、本事業に関する報告書の概要(但し、具体的な個人名・団体名はイニシャル形式等に変換したもの)

(奨学金の休止)

第13条 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

2 奨学生の学業または素行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第14条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んだ場合、事情説明を添えて願い出たときは、選考委員会への決議を経て理事会が承認することにより奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第15条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 傷害疾病などのために成業の見込がなくなったとき
- (3) 学業成績または操行が不良となったとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 17 条 当財団は、奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導、および奨学生の学業成績と生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補則

(実施細目)

第 18 条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

(改訂)

第 19 条 本規程の改訂は理事会の承認をもって行う。

附則

この規程の最終改定日は 2021 年 3 月 1 日で同日より施行する。